倉吉市〇〇自治公民館個人情報取扱要綱（規則・規定）運用の手引

自治公民館も個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法）に沿った、個人情報の取扱いが求められます。自治公民館が個人情報保護法の対象になるからといって、名簿などを作ってはいけないということではありません。

倉吉市自治公民館個人情報取扱要綱（規約・規定）は、自治公民館活動に必要な個人情報の基本的なルールを定めたものです。ルールを踏まえ上手に活用しましょう。

**１　個人情報を取得するときは、利用目的を決めて、本人に伝えましょう**

（倉吉市自治公民館個人情報取扱要綱（規約・規定）第３条から第５条関係）

利用する目的（例：名簿を作成するため）などを伝え、同意を得て個人情報を提供してもらいましょう。

また、取得する個人情報は、自治公民館活動に必要な事項だけになります。

**２　個人情報は、決めた目的以外のことには利用できません**

（倉吉市自治公民館個人情報取扱要綱（規約・規定）第５条関係）

　個人情報は、あらかじめ決めておいた目的以外に利用することはできません。目的以外で個人情報を利用したい場合は、原則として改めて本人から同意を得る必要があります。

**３　取得した個人情報は適切に管理しましょう**

（倉吉市自治公民館個人情報取扱要綱（規約・規定）第６条、第７条関係）

　個人情報の管理者は自治公民館長となります。また、個人情報を取り扱う人（役員、班長など）を決めて、許可されている人だけが個人情報を閲覧・利用できるようにしましょう。役員などを退いた後も、知り得た個人情報をみだりに他人に知らせたりしてはいけません。

個人情報の管理は、漏えいや紛失を防ぐため、紙の名簿は鍵のかかる引き出し等で保管したり、パソコン上の名簿はパスワードを設定しましょう。インターネットに接続されたパソコンで個人情報を取り扱うときは、ウイルス対策も気をつけましょう。

不要となった個人情報は、速やかに廃棄しましょう。

**４　個人情報を第三者へ提供するときは、本人の同意を得ましょう**

（倉吉市自治公民館個人情報取扱要綱（規約・規定）第８条関係）

　個人情報を第三者に提供するときは、本人の同意を得ましょう。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、本人の同意は必要ありません。

1. **法令に基づく場合**

例）捜査に必要な取調べや捜査関係事項照会への対応

1. **人命に関わる場合で本人から同意を得るのが困難なとき**

例）災害や事故などの緊急時に負傷者情報を家族に提供する場合

例）急病人の家族の連絡先を医師や看護師に伝える場合

1. **公衆衛生の向上又は児童の健全な育成のために本人の同意を得ることが困難なとき**

例）児童虐待の恐れがある家庭情報を、児童相談所、警察、学校、病院などが共有する必要がある場合

**④** **国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行する必要がある場合**

　　 例）統計調査や地方公共団体が行う統計調査に回答する場合

**５　漏えい発生時は自治公民館長に連絡しましょう**

（倉吉市自治公民館個人情報取扱要綱（規約・規定）第９条関係）

個人情報の漏えいや紛失をしたときは、自治公民館長（管理者）に連絡しましょう。自治公民館長は、原因の把握、被害の拡大防止など、速やかに対応しましょう。

**６　本人から苦情があったときは適切に対応しましょう**

（倉吉市自治公民館個人情報取扱要綱（規約・規定）第10条関係）

　自治公民館の個人情報の取扱いについて苦情の申し出があったときは、適切かつ迅速に対応するよう努めましょう。また、個人情報の開示・訂正などの請求があった場合も、同様に速やかに対応しましょう。

**７　罰則が存在します**

（倉吉市自治公民館個人情報取扱要綱（規約・規定）第11条関係）

　　個人情報保護法第179条「自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は50万以下の罰金に処する」とあります。個人情報を不正に提供し、又は盗用した場合は、罰則を科せられます。